

「昭和47年政府見解」作成者の「限定的な集団的自衛権」全否定答弁

■【吉國長官】参決算委員会 昭和47年09月14日（対 水口宏三議員）

○説明員（吉國一郎君）・・・外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。・・・その防げなかった侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ・・・。

○説明員（吉國一郎君）・・・わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れないということ、平たく申せばそういうことだろうと思います。憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、先ほど来何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるといのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だということ・・・。

■【真田次長】参内閣委員会 昭和47年05月12日（対 水口宏三議員）

○政府委員（真田秀夫君）・・・わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるというふうに解釈しているわけがございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というのが第一原則でございまして、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られると、こういうことになろうかと思えます。

○政府委員（真田秀夫君）・・・私たちが三原則と言っているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような

御質問があったかと思いますが、私たちはそうじゃございませんで、およそわが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働かまして、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々であろう、こういうふうに考えるわけであります。

【小西解説】「個別的自衛権行使を認める武力行使の三要件以外の、別の武力行使の要件があるのではないか？」という質問と受け止めた上で、三要件以外の（新三要件のような）要件が法理として存在することを明確に否定し、かつ、三要件の第一要件との関係であらゆる集団的自衛権行使を違憲としている。

つまり、昭和47年政府見解について、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み直して新しい別の武力行使の要件（新三要件）を作り出すことを論理として明確に否定しているのである。

■【角田第一部長】衆法務委員会 昭和56年06月03日

○稲葉委員・・・外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係するということ場合でも、日本は何もできないということですか。そんなことはないのじゃないですか。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。

○角田（禮）政府委員 私は先ほど注意深く申し上げたつもりでございますけれども、わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを上げたわけであります。

○角田（禮）政府委員・・・集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。・・・集団的自衛権は一切行使できない・・・。

○角田（禮）政府委員・・・日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけであります・・・。

（※小西注：内閣法制局長官としての答弁である）

■【角田第一部長】衆予算委員会 昭和58年02月22日

○角田（禮）政府委員・・・集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思えます。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思えます。

○市川委員 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。